

介護保険制度

10月1日から要介護認定 申請の受付が始まりました

申請対象者

◎65歳以上（平成12年4月1日現在）で介護又は支援が必要
な人

*寝たきりや痴呆などで常に介護を必要とする人や、家事など日常生活に支援が必要な人が対象です。

◎40歳以上65歳未満（平成12年4月1日現在）で特定疾病に該当する人

*特定疾病については、町にお問合わせください。

申請・問合せ先

保健福祉課 介護保険係

☎(84)11158 (内線1721)



*町に申請できる人は、本人又は家族等です。

要介護認定とは…

寝たきりや痴呆で介護を必要とする状態や日常生活で支援が必要になった場合に、どの程度介護が必要かを審査判定するものです。

*要介護状態（又は要支援状態）と判定されてもサービスを受けることができないのは平成12年4月1日からです。

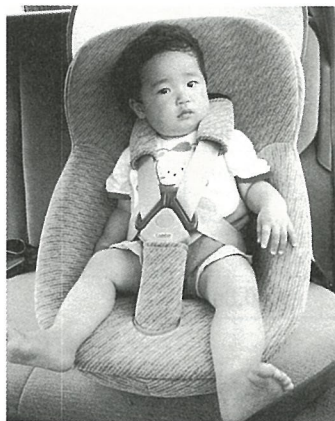
子どもの安全はチャイルドシートで

平成12年4月1日から、6歳未満の幼児にチャイルドシート着用が義務づけられます。

自動車に子どもを同乗させる
とき、あなたはどのようにして
いますか？

助手席に座ったお母さんが走行中に子どもを抱っこしている姿を目にすることがあります。このとき、もし衝突事故が発生したら、子どもはどうなるでしょう。

車が時速40kmで衝突するとき、シートベルトをして子どもを抱く大人の腕には、子どもの体重



の約30倍の力が一気にかかり、とても支えられるものではありません。小さく軽い子どもの体は車内で激しく頭を打ったり、フロントガラスを突き破ったりしてしまいます。

それでは、大人用のシートベルトを着用させれば安心かというところ、そうではありません。

車に装備されているシートベルトは大人の体格に合わせて作られたもの。いざというとき、子

どもの体をきちんと支えられないばかりでなく、衝突や急ブレーキの力が加わると、子どもの首やおなかをしめたり、かえって危険なのです。

自動車乗車中の交通事故でチャイルドシートを着用していた場合の子どもの致死率は、着用していなかった場合に比べて約9分の1という結果が出ています。チャイルドシートを使っていれば防げたと考えられる事故も多いのです。

万一の事故から子どもたちの命を守るには、大人の役割です。子どもの体格に合ったチャイルドシートを用意し、正しい着用方法でしっかりと座らせる。これが親の本当の愛情であり、責任ではないでしょうか。「子どもがいやがるからしない」のではなく、小さいときから子どもにチャイルドシートやシートベルト着用の必要性を理解させることが大切です。

もしものときに子どもの命を守るチャイルドシート。いま必要なのは、「子どもを車に乗せる」「チャイルドシート」と、いつも考え、実行することなのです。